様式第四十三（第四十八条第二項及び第五十九条関係）

届出書

届出日	2026 年 11 月 6 日
届出番号	2026-J0022

2026 年　11 月　6 日

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律 第 52 条第１項・第 57 条第１項 の規定により、次のとおり届け出ます。

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

国立研究開発法人
国立精神・神経医療研究センター
理事長 中込 和幸
東京都小平市小川東町 4-1-1

１．届出をする医療情報取扱事業者（以下「届出者」という）の概要

新規、変更又は中止の別	①．新規　　２．変更（元の届出番号：　　） ３．中止（元の届出番号：　　）
届出者の氏名又は名称	（フリガナ）ｺｸﾘﾂｹﾝｷｭｳｶｲﾊﾂﾎｳｼﾞﾝ ｺｸﾘﾂｾｲｼﾝ･ｼﾝｹｲｲﾘｮｳｹﾝｷｭｳｾﾝﾀｰ 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
届出者の住所又は居所	〒187-8551 東京都小平市小川東町 4-1-1 電話 042（341）2711
代表者の氏名	（フリガナ）ﾅｶｺﾞﾒ ｶｽﾞﾕｷ 中込 和幸
事務連絡者の氏名 （代表者と同じ場合には省略可）	（フリガナ）ｲｯﾊﾟﾝｻﾞｲﾀﾞﾝﾎｳｼﾞﾝﾆﾎﾝｲｼｶｲｲﾘｮｳｼﾞｮｳﾎｳｶﾝﾘｷｺｳ 一般財団法人　日本医師会医療情報管理機構 電話　　03（5981）9099 E-mail　　j-mimo-info@j-mimo.or.jp

２．届出項目

（１）☑　本人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者への提供を停止すること。

（２）☑　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報・仮名加工医療情報の作成の用に供するものとして、認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者に提供していること。

（３）認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の項目

☑	診察・検査・治療の内容・結果やレセプト等に関する情報
□	健康診断の結果等に関する情報
☑	調剤に関する情報
□	その他（　　）

（４）認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の取得の方法

診察、検査、治療、薬剤

（５）認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の更新の方法

診察、検査、治療、調剤によって取得した医療情報を医療情報取扱事業者のデータベースで更新する。

（６）☑　認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者への提供を 法第 21 条及び規則第６条・法第 40 条において準用する法第 21 条及び規則第 37 条において準用する規則第６条 の規定による安全管理措置に基づく通信手段により提供していること。

（７）本人又はその遺族からの求めを受け付ける方法

☑	受付窓口（住所:東京都文京区小石川１丁目 28 番１号小石川桜ビル６階）
☑	電話　　（番号:0120-356-396　　）
☑	WEB　　（URL：https://www.j-mimo.or.jp/　　）
□	その他　（　　）

３．本届出書に係る認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者への医療情報の提供を開始する予定日又はやめた日

提供開始予定日又はやめた日【2026 年 12 月 1 日】

４．主務大臣による公表に関する希望

☑　希望なし

☐　次の理由により、【　　年　　月　　日】以後の公表を希望

（公表日を指定する理由：　　）

５．☑　本届出書に係る医療情報の認定匿名医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者への提供が、法令等に抵触するものではないこと。

６．添付書類

☑　委任状（代理人により届出を行う場合に限る。）

記載要領

１．最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。

２．数字を付した欄は、該当する数字を〇で囲むこと。

３．届出日は、本届出書が主務大臣に到達した日を指す。

４．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。